

くるみん認定通知書交付式を行いました！

佐賀労働局は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん認定）企業として、**佐賀信用金庫（佐賀市）**を認定しました。

☆令和7年6月9日に認定通知書交付式を行いました。

県内の信用金庫では初の認定!!



くるみん認定通知書交付式の様子
左から 佐賀労働局 城 局長
佐賀信用金庫 坂田理事長

◇認定企業の紹介◇

- ・企業名 佐賀信用金庫
- ・所在地 佐賀県佐賀市
- ・業種 金融業
- ・労働者数 146名（男性49名、女性97名）
* 令和7年4月18日現在

・主な取組内容

- 庫内イントラネットを活用して育児休業取得を促進し、計画期間内の女性労働者の育児休業取得率100%、男性労働者の育児休業取得率68%と高水準となった。
- 男性の育児休業取得促進については、リーフレット等を作成し積極的に取得するよう周知を行った。その結果、計画期間内に10人以上の男性労働者が育児休業を取得した。
- 妊娠出産や育児を理由に退職した労働者を対象に再雇用制度を整備し周知を行うなど、仕事と育児の両立支援に取り組んでいる。



次世代法に基づく認定（くるみん認定）とは？



仕事と育児の両立のための行動計画を策定し、策定した旨の届出を行った事業主のうち、行動計画に設定した目標を達成するとともに、仕事と育児の両立のための取組の実施状況等が優良であり、育児休業取得率等の認定基準を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」に公表した事業主は、行動計画期間終了後、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長に委任）の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、認定マークを商品、広告、労働者募集広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。また、認定を受けた企業は、公共調達等において加点評価を受けることができ、有利になる場合があります。

※ 次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出は、従業員数が101人以上の企業については義務、100人以下の企業については努力義務となっています。



【お問い合わせ先】佐賀労働局雇用環境・均等室 0952 (32) 7218